

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成元年8月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月
② 平成元年11月
③ 平成2年6月から同年8月まで

申立期間①及び②については、社会保険事務所（当時）から送られてきた国民年金保険料の納付書で、未納とならないように私が納付期限内に、郵便局の窓口で納付していた。

申立期間③については、社会保険事務所の職員から電話があり、国民年金保険料を一括で納めることにして納付書を送ってもらい、郵便局で納付した記憶がある。

平成9年3月に社会保険事務所で年金手帳に変更後の氏名を記載してもらった時に、職員から未納はありませんと言われていたので安心していただけ、申立期間①、②及び③が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、社会保険事務所から送付された国民年金保険料の納付書で、未納とならないように納付期限内に、郵便局の窓口で納付していたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成2年6月頃に払い出されたと推認されることから、当該時点において、申立期間①及び②の保険料は、既に過年度保険料となるため、社会保険事務所から当該期間の納付書が送付されたとの申述に矛盾は無い上、オンライン記録から、申立期間①及び②の前後の期間は納付済みとなって

おり、当該納付済期間が納付可能な最終月にそれぞれ納付されていることが確認できる。

また、申立期間①及び②は、それぞれ1か月と短期間である上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 申立期間③について、申立人は、社会保険事務所の職員から電話があり、国民年金保険料を一括で納めることにして納付書を送ってもらい、郵便局で納付した記憶があると申述している。

しかしながら、申立人のA村（現在は、B市）における国民年金被保険者名簿には、申立人が厚生年金保険加入により平成2年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、被保険者資格を再取得したとする日の記載が無く、オンライン記録によると、8年3月27日に申立期間③に係る国民年金被保険者の資格取得日を2年6月18日、資格喪失日を同年9月1日とする記録の追加処理が行われていることから、当該記録の追加処理前までは申立期間③は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である上、当該記録追加時点では、申立期間③は時効により保険料を納付できない期間であり、納付書が発行されたとは考え難い。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年8月及び同年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8810

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年7月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月18日から同年8月1日まで

国（厚生労働省）の記録によれば、B社からA社に異動した際の厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落している。第三者委員会で調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事略歴及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、当該人事略歴の記録及び同僚の供述から昭和63年7月18日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年8月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（茨城）厚生年金 事案 8814

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録については、それぞれ26万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 24 日
② 平成 15 年 12 月 25 日

A社に勤務していた申立期間に係る賞与の記録が無いが、賞与を支給されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B銀行C支店から提出された普通預金元帳により、申立期間①及び②に、賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、申立期間①及び②について、D市が保管する申立人に係る平成16年度給与支払報告書によると、申立人は平成15年において、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料が控除されているところ、同僚から提出された15年1月から同年11月までの給与支給明細書によると、給与から控除されていた厚生年金保険料額は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致することが確認できる。

さらに、当該同僚が所持する平成15年7月の賞与支給明細書により、当該同僚は、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、別の同僚は、「同年12月の賞与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額については、上記の平成16年度給与支払報告書により推認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ26万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間にA社の被保険者となっていた複数の同僚が、「従業員は全員賞与を支給されていた。」と証言しているにもかかわらず、同社において、当該期間に係る標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、同社は社会保険事務所（当時）に対して、当該期間の賞与支払届の提出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間の賞与に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年9月まで

私は、平成3年頃に、当時同居していた祖母と一緒にA町役場（現在は、B市役所C支所）に行き、国民年金の加入手続を行った。同町役場の庁舎は木造だったこと、国民年金の加入手続を行った後、祖母が「これで安心だね。」と言ったことをはっきりと覚えている。当時、私が無職で国民年金に加入していないことを祖母が心配して加入手続を行ったので、国民年金保険料額は不明だが、祖母が納付してくれたはずである。

申立期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年頃に、当時同居していた申立人の祖母と一緒にA町役場で国民年金の加入手続を行ったので、申立期間の国民年金保険料も祖母が納付してくれたはずであると申述しているが、申立人の保険料の納付を行ったとする祖母は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続に関する記憶はあるものの、保険料納付には直接関与していないことから、保険料額、納付場所及び納付方法について、具体的な申述は得られず、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成3年4月頃に払い出されたと推認され、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は、同年8月29日付けで同年4月1日から元年7月2日に変更され、3年9月2日付けで過年度納付書が発行されていることが確認できるが、当該納付書発行時点では、申立期間のうち、元年7月の国民年金保険料は時効により納付できない上、当該納付書は同年8月から3年3月までの保険料に係る過年度

納付書と考えられるが、前述のとおり、保険料の納付状況が不明であることから、申立人の祖母が、当該期間の保険料を納付したとの推認は困難である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（栃木）国民年金 事案 5540

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から57年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年10月から57年1月まで

私は、昭和51年1月頃に国民年金に加入したが、その後就職し、一時期厚生年金保険に加入した。その後、会社を退職したため、54年10月頃に国民年金に再加入した。

国民年金保険料は、未納のないように、毎月地区の集金で納付していたはずである。

申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年10月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付していたと申述しているが、申立人は、申立期間の国民年金の再加入手続や保険料の納付額等に関する記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の所持している年金手帳、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、国民年金の被保険者資格を昭和53年7月1日に喪失した後、61年12月30日に再取得となっていることが確認できる上、申立期間当時、申立人の夫は、厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間は国民年金の任意未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 1 日から 53 年 1 月 21 日まで
年金事務所で確認したところ、A社（現在は、B社）を退職後、脱退手当金を受給した記録となっていることを知ったが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和53年5月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、昭和53年1月21日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、62年2月1日に再び当該事業所で被保険者資格を取得するまで厚生年金保険の加入歴が無く、国民年金の加入歴も無いことを踏まえ、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、昭和62年2月1日にA社で再び被保険者資格を取得した際の申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間とは別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えられるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（山梨）厚生年金 事案 8812

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年6月1日から同年9月3日までの期間について、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、平成19年9月4日から21年1月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月1日から21年1月1日まで
申立期間にA社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が確認できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A社において勤務していたことについては、当時の事業主の証言により認められる。

しかしながら、事業主の供述及び法人登記簿謄本により、A社が法人として設立されたのは平成19年9月4日であることが確認でき、同年6月1日から同年9月3日までは、個人事業所であり、申立人及び事業主は、法人設立前は、常時雇用される従業員は申立人一人であった旨の申述をしていることから、当該事業所は同年6月1日から同年9月3日までの期間について、厚生年金保険の強制適用事業所ではない事業所であったと考えられる。

これらの内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、平成19年6月1日から同年9月3日までの期間は、申立人が厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、申立人は、当該期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

また、A社が法人化された平成19年9月4日から21年1月1日まで

の期間については、事業主から提出された 19 年 9 月分から 20 年 2 月分までの給与支給明細書により厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録において A 社は厚生年金保険の適用事業所とされていないところ、事業主は、A 社は厚生年金保険の適用は受けなかった旨の供述をしている上、当該期間について、事業主自身に厚生年金保険の加入記録は無く、国民年金加入の記録となっていることが確認できる。

加えて、申立人は国民健康保険料の納付はしていない旨の主張をしているが、B 市からの回答によれば、当該期間に国民健康保険の被保険者記録があることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8813（茨城厚生年金事案 1612 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 53 年 10 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無かったことが判明したため、年金記録確認茨城地方第三者委員会（当時）に申立てをしたが、認められなかった。今回、新たな資料を提出するので、再調査の上厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る申立てについては、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、既に年金記録確認茨城地方第三者委員会の決定に基づき、平成 23 年 8 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から新たな資料として賞与明細書、賞与袋、診察券（B病院及びC病院）、財形貯蓄に係る買付報告書（D社）、申立期間当時に申立事業所で被保険者記録を確認できるE氏の名刺、申立人就労時の写真、申立事業所所在地近辺の郵便局から発送された郵便の控え及び申立人（申立事業所の寮）宛ての郵便封筒などの提出を受け確認したが、申立人が、申立期間中にA社に勤務していたことはうかがえるものの、厚生年金保険料の控除について確認できず、年金記録確認茨城地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情を得ることはできなかった。

このほか、年金記録確認関東地方第三者委員会において、これまでに収集した資料などを再度検討したが、年金記録確認茨城地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。